

島根県報

号外第八八号

平成十四年八月三十日

(金曜日)

目 次

規則

島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則の一部（農業振興課）を改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則の一部を改正する規則（規則第八〇号）

- 一 規則の概要
- 二 別表第一の資金使途の内容を改正する。（第二条関係）
- 三 施行期日
- 四 公布の日から施行し、平成十四年七月一日から適用することとした。

規則

島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄田信義

別表第二（第二条関係）

島根県規則第八十号

島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則の一部を改正する規則
島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和三十七年島根県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

一	畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）
二	果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金
三	乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金
四	農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金
五	農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの
六	診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第二条第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸しぐられるものに限る。）
七	前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金
八	農業経営に必要な資金

附則

- 1 この規則は、平成十四年九月一日から施行し、平成十四年七月一日から適用する。
- 2 平成十四年七月一日前にこの規則による改正前の島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則第四条の規定により利子補給の承認を受けているものについては、なお従前の例による。

平成14年8月30日

島根県報

号外第88号(2)

平成十四年八月三十日印刷

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金一千四百二十円

(送料共)